

公益財団法人丸亀市福祉事業団

次世代法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の就業継続を促進し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2024年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1

社員一人当たりの月平均残業時間を 20 時間以内とする。

<実施時期・取り組み内容>

- 2021年6月～ 長時間労働是正に関するメッセージの発信。
- 2021年10月～ 長時間労働をしている職員にアンケートを実施し、改善策を検討し、実施する。
- 2022年9月～ 業務効率化及び残業時間の好事例を収集し、全部所で共有する。
- 2023年4月～ 再度検証し、改善策を実施する。
- 2024年4月～ 再度検証し、更に残業時間 0 時間を目標とする。

目標 2

総合職に占める女性の割合を 30 %以上とする。

<実施時期・取り組み内容>

- 2021年10月～ 女性の採用拡大に向けた計画を立てる。
- 2022年8月～ ホームページの採用に関するページにインタビューを掲載し、女性が総合職として活躍できる職場であることを学生や求職者にアピールする。
- 2023年4月～ 現在の人事評価について、女性にとって不利な昇進基準になっているか、男女公正な評価基準になっているかを精査し、必要に応じて新しい評価基準を検討する。
- 2023年9月～ 新しい評価基準について試行開始する。
- 2024年4月～ 新しい評価基準に基づく評価を導入する。